平成２５年（フ）第７７号
愛媛県新居浜市若水町２丁目３番248号
破産者　鈴木　繁久
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１１９号
北海道伊達市松ヶ枝町154番地20　ケアハウス伊達ぷらいむ館
破産者　根尾　好信
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
岩手県一関市東山町田河津字横沢95番地４
破産者　小野寺　勤
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４６号
岩手県一関市東山町田河津字横沢95番地４、前住所青森市けやき２丁目12番10号　パレーシャル京101号
破産者　小野寺康友
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第４７号
秋田県湯沢市千石町２丁目２番48号　アーバンハイツ１－Ａ
破産者　齊藤　一夫
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２９８号
相模原市南区相南２丁目15番17号　みやハイム相南105
破産者　赤嶺　　實
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２９９号
相模原市南区相南２丁目15番17号　みやハイム相南105
破産者　ＯＪＯ　ＯＭＯＹＥＭＷＥＮ
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２３６号
富山市愛宕町２丁目５番７号
破産者　針原幸治朗
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３７号
富山市愛宕町２丁目５番７号
破産者　針原　洋子
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９８号
神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町562番地フラットリバーサイド202、旧住所静岡県静岡市清水区銀座13番36号
破産者　佐藤　哲朗
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４０号
静岡県牧之原市波津1685番地２
破産者　河村　千秋
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９３号
兵庫県明石市大久保町緑が丘２番７号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬797番地の１　グレイスコート507号
破産者　黒﨑　咲織
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７号
神戸市兵庫区荒田町２丁目13番１号　藤井ハイツ101、前住所神戸市西区伊川谷町別府93番地の１　プレステージ西神戸Ⅲ1002号
破産者　藤原　幸生
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
高知市東雲町４番５－４号　ノースリバーⅠ－301号
破産者　前田　昇信
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４１号
高知市東秦泉寺127番地５
破産者　溝渕　茂高
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７号
熊本県玉名市寺田73番地３
破産者　岡田　慶一
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第５１号
熊本県荒尾市西原町３丁目８番５号
破産者　谷川　公栄
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２６４号
沖縄県豊見城市字豊崎１番地784
破産者　新村さおり（旧姓新垣）
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７０号
鹿児島市宇宿５丁目13番１号　第２斉藤ビル301号
破産者　吉田　　猛
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係